

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項

平成20年 7月16日付 生衛第627号
各保健所長宛 保健福祉部長通知
(最終改正：令和5年7月27日)

(目的)

第1条 この要項は、遊漁船上において乗客の求めに応じて行うふぐの除毒処理に関し、必要な事項を定めることにより、ふぐの飲食に起因する衛生上の危害を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊漁船業 船舶により乗客を漁場（海面に限る。）に案内し、釣りその他の方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。
- (2) 遊漁船 遊漁船業の用に供する船舶をいう。
- (3) 遊漁船業者 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「遊漁船業法」という。）第3条第1項の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。
- (4) ふぐ取扱遊漁船 ふぐを取り扱う遊漁船であって、この要項に基づき知事又は知事が指定する団体（以下「指定団体」という。）に届け出たものをいう。
- (5) 遊漁船ふぐ取扱者 ふぐ取扱遊漁船においてふぐの除毒処理を行う者をいう。
- (6) 除毒処理 丸ふぐをみがきふぐ（内臓を除去し皮（ヒレを含む。）をはいだふぐ）にする行為をいう。

(遊漁船ふぐ取扱者の資格等)

第3条 遊漁船ふぐ取扱者は、知事又は指定団体が実施するふぐの鑑別、処理等に関する技術講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技術を有するものと知事が認めた者とする。

(取扱いの制限)

- 第4条 遊漁船ふぐ取扱者以外の者は、遊漁船においてふぐの取扱いの業務に従事してはならない。ただし、遊漁船ふぐ取扱者の立ち合いの下にふぐの取扱いの業務に従事する場合はこの限りではない。
- 2 遊漁船ふぐ取扱者は、ふぐ取扱遊漁船以外の場所において、ふぐの取扱いの業務に従事してはならない。
 - 3 遊漁船ふぐ取扱者は、遊漁船上で乗客の求めに応じて行う除毒処理以外のふぐの取扱い（加工、調理、販売等）を行ってはならない。

(ふぐ取扱遊漁船の届出等)

第5条 遊漁船においてふぐの取扱いを行おうとする遊漁船業者は、あらかじめ営業所ごとに、ふぐ取扱遊漁船届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事又は指定団体に届け出な

なければならない。

- (1) 遊漁船業法による登録を証明する書類
- (2) 遊漁船ふぐ取扱者の資格を証する書類

2 知事又は指定団体は、前項の届出を受理したときは、届出者に届出済証（様式第2号）を交付するものとする。

3 遊漁船業者は、前項の届出済証を営業所の見易い場所に掲示しておかなければならない。

4 知事又は指定団体は、ふぐ取扱遊漁船台帳（様式第3号）に必要な事項を記載しておくものとする。

（変更の届出等）

第6条 遊漁船においてふぐの取扱いを行う遊漁船業者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に変更届出書（様式第4号）に届出済証を添えて届け出なければならない。

- (1) 遊漁船業者又は遊漁船ふぐ取扱者の氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）
- (2) ふぐ取扱遊漁船の名称
- (3) 遊漁船ふぐ取扱者

2 前項の場合において、届出済証の記載事項に変更が生じたときは、知事又は指定団体は、届出済証を書き換えて交付するものとする。

（廃止の届出）

第7条 遊漁船においてふぐの取扱いを行う遊漁船業者がふぐの取扱いを廃止したときは、廃止の日から30日以内にふぐ取扱遊漁船廃止届出書（様式第5号）に届出済証を添えて知事又は指定団体に届け出なければならない。

（遊漁船においてふぐの取扱いを行う遊漁船業者の義務）

第8条 遊漁船においてふぐの取扱いを行う遊漁船業者は、ふぐ取扱遊漁船ごとに1名以上の遊漁船ふぐ取扱者を乗船させなければならない。

2 遊漁船業者は、知事又は指定団体が実施するふぐ取扱者に対する研修を、遊漁船ふぐ取扱者に受けさせなければならない。

（有毒ふぐ等の処理の禁止）

第9条 別表に掲げる種類以外の種類のふぐ及び筋肉（骨を含む）以外の部位を処理してはならない。

（ふぐ処理の遵守事項）

第10条 遊漁船ふぐ取扱者がふぐの処理を行うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ふぐの選別を厳重に行い、魚体全てが有毒なふぐ及び種類不明のふぐを確実に排除すること。
- (2) 除毒処理は、的確に行うこと。
- (3) 除毒処理に用いる包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても、必要に応じ、清潔な水で十分洗浄すること。

(4) 処理により除去した有毒部位は、焼却等により確実に処分すること。

(県の調査への協力義務)

第11条 ふぐを取り扱う遊漁船業者は、必要に応じ、本要項に関する県の調査に協力しなければならない。

(指定団体)

第12条 指定団体は、食品衛生に関する事業を行うことを目的として設立された団体であつて、この要項で規定する事務処理を適正に実施することができるものと知事が認め指定した団体とする。

2 前項の規定により知事の指定を受けようとする団体は、実施年度毎に、遊漁船業におけるふぐ取扱指導要項に係る事務処理等実施団体指定申請書（様式第6号）に定款、寄附行為その他当該団体の根本規約を記載した書面を添えて知事に申請する。

3 知事は、前項の申請に基づき指定したときは、指定書（様式第7号）を申請団体あて交付する。

(報告)

第13条 指定団体は、毎年4月30日までにふぐ取扱遊漁船届出報告書（様式第8号）により、毎年4月1日から翌年3月31日までの遊漁船業者に対するこの要項に基づく届出の状況について、保健医療部長あて報告するものとする。

(資格又は届出の取消)

第14条 県は、遊漁船ふぐ取扱者又は遊漁船業者が、第4条、第8条、第9条、第10条に違反した場合、資格又は届出を取り消すことができる。

(誇大な広告の禁止)

第15条 この要項で規定する事項について、事実に相違する広告、又は著しく人を誤認させるような広告をしてはならない。

(その他)

第16条 この要項の施行について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

付 則

1 この要項は、平成20年7月16日から施行する。

2 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

3 この要項は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号 (第5条第1項)

ふぐ取扱遊漁船届出書

年 月 日

茨城県知事または指定団体の長 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

遊 漁 船 業 法 に 基 づ く 登 録	営業所	登録番号		
		所在地		
		名 称		
		電話番号		
	遊漁船	名 称		
ふぐ取扱者	種 類			
	住 所			
	氏 名			
備 考				

様式第2号 (第5条第2項)

届出番号 第 号

ふぐ取扱遊漁船届出済証

遊漁船業者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

遊漁船業者氏名 (法人あつては、名称)

営業所の所在地

営業所の名称

遊漁船の名称

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項第5条第1項の規定により届け出た者であることを証明する。

年 月 日

知事又は指定団体の長 印

様式第3号 (第5条第4項)

ふぐ取扱遊漁船台帳

届出番号			
届出年月日		年 月 日	
遊漁船業者氏名			
遊漁船業者住所			
遊 漁 船 業 法 に 基 づ く 登 録	営業所	登録番号	
		所在地	
		名称	
		電話番号	
	遊漁船	名称	
ふぐ取扱者		種類	
		住所	
		氏名	
備考			

様式第4号 (第6条第1項)

変 更 届 出 書

年 月 日

茨城県知事又は指定団体の長 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項第6条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

届出番号及び年月日			
営業所	所在地		
	名称		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

様式第5号 (第7条)

ふぐ取扱遊漁船
廃止届出書

年 月 日

茨城県知事又は指定団体の長 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

届出番号及び年月日		
営業所	所在地	
	名称	
廃止年月日		
備考		

様式第6号 (第12条第2項)

年度
遊漁船上におけるふぐの除毒処理に
関する指導要項に係る事務処理等実施団体
指 定 申 請 書

年 月 日

茨城県知事

殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第7号 (第12条第3項)

指 定 書

所在地

名 称

茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項第12条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

年 月 日

記

指定年度

年度

茨城県知事

印

様式第8号 (第13条)

第 号
年 月 日

茨城県保健医療部長 殿

指定団体の長

ふ ぐ 取 扱 遊 漁 船 届 出 報 告 書

届出営業所数 (年4月 ～ 年3月)	年度当初 営業所数	届 出 営業所数	廃 業 営業所数	年度末 営業所数	備 考
合 計					

別表

処理等により人の健康を損なうおそれがないと
認められるふぐの種類

科 名	種 類 (種 名)
フ グ 科	クサふぐ コモンふぐ ヒガンふぐ ショウサイふぐ マふぐ メふぐ アカメふぐ トラふぐ カラス シマふぐ ゴマふぐ カナふぐ シロサバふぐ クロサバふぐ ヨリトふぐ サンサイふぐ
ハリセンボン科	イシガキふぐ ハリセンボン ヒトズラハリセンボン ネズミふぐ
ハコふぐ科	ハコふぐ

(注)

- 1 本表は、茨城県沿岸域で漁獲されるふぐに適用する。
- 2 遊漁船ふぐ取扱者が処理する場合、筋肉（骨を含む）以外の皮および生殖巣はすべて廃棄すること。